

若越郷土研究

36の6

南北朝期の若狭守護領

鎌倉末期得宗領からの

継承をめぐる

河村 昭 一

はじめに

小稿の目的は、南北朝期の若狭における守護支配のあり方を探る一環として、当該期の若狭守護領の特質を明らかにすることにある。鎌倉期の若狭守護領については、すでに石井進氏が、田中稔氏の研究に拠りながら、詳細な検討を加えられている^①。したがって、ここでは、それら鎌倉期の守護領が南北朝期の守護領としての程度継承されたかを、南北朝期以降の史料から可能な限り検証する方法をとることとする。その際、先ごろ刊行された

『角川日本地名大辞典18 福井県』（角川書店、一九八九年）の各所領の項の叙述に多くを負っていることをあらかじめお断りしておきたい。

さて、石井氏は鎌倉末期の守護（得宗）領を、文永二年（一二六五）の若狭国惣田数帳案^②（以下「大田文」と記す）の朱注などから分類、整理され、A「地頭得宗御領」の朱注をもつもの、B税所領、C税所が国衙から奪

取した在庁別名、D得宗被官が近隣の武士の所領を押領して係争中のもの、の四種、合わせて五〇か所、田数にして七二〇町歩余を検出されている。このうち、Aを一節、B・Cを二節でそれぞれ検討することにした。全部で七か所（約四四町歩）あるDは、得宗公文所が東郷地頭（得宗）分に付けてしまった東出作を除けば、他はいずれも国御家人が得宗側の給主を訴えて係争中のものであり、最終的に得宗側に帰属したかどうかを確認できず、これを他の得宗領と同列に扱うことには少しく躊躇を覚えるので、さし当り考察の対象から除外したい。ただ、予断をもってい

えば、このDの中から南北朝期の守護領になっ

たものはなかったと考えている^④。

一、税所領以外の旧得宗領

はじめに、石井氏がAと分類された所領を表Iとして次頁にまとめておく（ただし今富名は税所領として次節で扱う）。以下、これらの所領の行方を探ってみたい（所領に付す数字は表IのNo.）。

1 佐分郷

単位所領としての佐分郷は南北朝期以降の史料に見えないが、同郷を名字の地とする佐分氏の動向が参考になる。佐分氏は国御家人ながら^⑤、寛元元年（一二四三）には佐分藏人が関東御教書を奉じる六波羅施行状を宛てられて「御家人役間事」の「若狭国中」への披露を命じられるなど（ノ一一・一二）、早くから幕府（守護）権力とは緊密な関係にあった。また南北朝期にも明德元年（一三九〇）に佐分越前入道、翌年に佐分平五郎が、それぞれ若狭における段銭徴集のための両使一方に起用され^⑥、室町期には在国奉公衆となるなど^⑦、鎌倉期の性格を保持していた。かかる佐分氏のたどった道を前提とすれば、そして奉

表 I 鎌倉末期の得宗領

No.	所領名	領有関係	所在郡	総田数		
				町	反	歩
1	佐分郷	国領	大飯	113.	5.	330
2	富田郷	"	遠敷	33.	2.	70
3	東郷	"	"	20.	6.	320
4	秋里名	"	"	11.	4.	230
5	開発保	"	"	16.	9.	150
6	織手名	"	"	13.	7.	110
7	鳥羽上保	"	"	27.	4.	300
8	鳥羽下保	"	"	21.	3.	10
9	吉田荘	長講堂領	"	18.	0.	98
10	国富保	官祈願領	"	33.	3.	344
11	恒枝保	嵯峨法花堂領	"	24.	0.	240
12	太興寺	天台無動寺領	"	11.	7.	26
13	西津荘	高雄神護寺領	"	17.	9.	230
14	太良保	東寺領	"	25.	8.	40
15	永富保	法勝寺円堂領	三方	46.	8.	340
16	得吉保	尊勝寺護摩堂領	(不明)	10.	3.	64
合計				446.	5.	282

- 注 (1) 文永2年11月日若狭国惣田数帳案(東寺百合文書ユ函12号)による。
 (2) 今富名以下の税所領、及び国御家人と得宗被官が係争している所領(7か所、43町余)は除く。
 (3) 総田数は、別名分のみを除いた分で、寺社田・人給田・河成・不作分等は含めてある。

公衆の所領は守護不入の地とされたという周知の通説を勘案すれば、南北朝期以降の佐分郷は、守護領の対極の位置にあったといへきであろう。

2 富田郷

富田郷の領有関係を示す徴証は南北朝期に

と富田郷の關係は少なくとも親元の父の代か

3 東郷

建武元年(一三三四)十二月当時の「高時法師跡東郷地頭」は中野民部房頼慶であり、貞和五年(一三四九)には將軍直屬御家人粟飯原氏のことと思われる「相原」の知行とされているので、建武政権期、南北朝期を通じて、東郷が守護領とされたことはなかつたのみであろう。

4 秋里名
 南北朝期以降の史料にはまったく所見がない。
 5・13 開発保・西津荘
 【史料A】
 一、公家一同御分

(中略)
 元弘三年八月三日布志井三郎左衛門殿、御代官村山弥三郎并藏谷左衛門三郎、同九月廿六日より開発はかりにて守護職村山殿給之、西津・多鳥浦八、藏谷左衛門三郎

給之、

右の史料によって、開発保と多烏浦を含む西津莊が建武政権下の守護領に継承されたことが確認される。この両所領はその後も長く守護領として存続し、遅くとも一色氏の代には西津莊に守護所が置かれ、室町期には守護代三方氏が開発保に宿所を構えるなど、南北朝・室町期の守護権力にとってもつとも枢要な位置を占めた。

6 織手名

暦応三年(一三四〇)当時の織手名地頭は某経光なる者であったが、貞和五年には寺岡九郎左衛門尉の「当知行領」とされている。この寺岡氏は將軍近習で、觀応の擾乱では直義方に属したが、室町期には奉公衆に列している。以上から、織手名の性格は佐分郷や富田郷に通じるところがあり、したがって、守護領になった可能性は小さいといわざるを得ない。

7・8 鳥羽上保・鳥羽下保

大田文朱注によると、地頭(得宗)の他に下司が置かれ、上保は松田左衛門大夫入道後家、下保は多田三郎太郎郷子孫がそれぞれ在

職していたが、南北朝期以降は地頭職に關する徴証がなく、松田氏についてのみ所見がある。すなわち、応安の国一揆後の史料に「と

はの中ほう(鳥羽中保)を松田ふせんのかみ殿御ちきやうの時」とあるのを始め、室町・戦国期の鳥羽上保・下保が松田豊前守の知行するところであったことが知られている。松浦義則氏は、鎌倉末期以降代々鳥羽保を領した松田氏は六波羅、ついで室町幕府の奉行人であったこと、鎌倉期の松田氏は国御家人で

もないのに国御家人の所職たる下司職をもつという点で特異な性格であったこと、などを明らかにされた。南北朝期以降の松田氏の所職の種別に関する明証はないが、地頭職と下司職が併存するという、あまり一般的ではない鎌倉期の鳥羽保のあり方や、松浦氏の指摘された松田氏の性格を考えれば、鎌倉幕府滅亡後地頭職と下司職は一体化されたのではあるまいか。そして、年未詳ながら鳥羽上保を「御料所」とする史料があるところから、当保も富田郷などと同じ性格とみてよからう。

9 吉田莊

南北朝期以降も引き続き長講堂領として継

続したことを示す徴証はあっても、地頭職については明証を欠く。ただ文明十年(一四七

八)当時、公方御倉叔井氏が代官職にあり、その被官が年貢を納入しているから、遅くとも室町期には幕府料所になっていたことが知られる。このことに憶測を重ねて、南北朝期において守護が当莊地頭職を有することはなかつたものと推断しておきたい。

10 国富保

鎌倉幕府滅亡直後の元弘三年(一一三三)五月二十九日、後醍醐天皇綸旨によって「国富莊地頭職高時法」は官務家小槻匡遠に宛行われたが、「暦応(三年)以来」速成就院に給され、そのまま南北朝・室町期を通じて同院に伝領された。

11 恒枝保

貞和五年三月当時、藤井幸熊丸が「恒□保地頭職」にあつた。その後は地頭職に關する所見は得られないが、貞治三年(一一三六)頃「武藤局」が当保を領し、室町初期に常在光院に寄進されてから、守護一色氏の「内方」が支配し、在京奉行石川氏が代官にあつたことが確認されるので、地頭職の有無は別とし

て、室町期には守護の支配下にあったことは否定できない。

12 太(鉢)興寺

建武二年のものと思われる、若狭二郎入道直阿申状抄(は—一六四—)によると、当時直阿は「太興寺地頭」を名乗っており、副進文書の中に元弘三年六月二十日の繪旨案を挙げてるところから、正安四年(二二〇二)得宗に没収されるまで太興寺地頭であったといわれる直阿が、幕府滅亡直後に還補されたとみられる。しかし、東郷公文で直阿の所従でもあった願成が直阿に背いて直阿の地頭代を追放し(前出直阿申状抄)、しかもその後若狭氏一族は南朝方に属したので、太興寺地頭職は若狭氏の手を離れたとみられるが、明証はない。なお、明応五年(一四九六)頃、守護武田氏の被官野間左馬助入道が鉢興寺の請切代官として、年貢の三分の一を「毎年国方へ」納入することになっており、これまでに守護が太興寺に何らかの権益を得ていたことが知られる。その始期が南北朝期である可能性も否定はできないが、蓋然性は高くないと思われる。

表II 鎌倉末期得宗領から南北朝期守護領への継承

継承が確実な所領	5 開発保	13 西津荘
継承の可能性を否定はできない所領	12 太興寺	
継承されなかった可能性が高い所領	1 佐分郷 6 織手名 8 同下保 11 恒枝保	2 富田郷 7 鳥羽上保 9 吉田荘
継承されなかったことが確実な所領	3 東郷 14 太良保	10 国富保
(不明)	4 秋里名 16 得吉保	15 永富保

注：数字は表IのNo.

14 太良保

周知のごとく、元弘三年九月一日、太良莊地頭職は後醍醐天皇から東寺に寄進され(七—一三七)、以後南北朝・室町期を通じて同職が東寺の手から離れることはなかった。

15 永富保

貞治六年五月六日永富保領家方代官職請文の中に、「縦雖守護方違乱并地頭不慮の煩等」と見え、地頭が存在が確認されるものの、その在職者については手がかりを欠く。

16 得吉保

南北朝期以降の所見はまったくない。

付会を連ねた以上の検討結果を整理すると表IIのごとくになり、確実に南北朝期の守護領として継承された旧得宗領は、次節で述べる税所領を除くと、開発保と西津荘だけということになる。ここで、今一度前掲史料Aに注目してみたい。先には両所領が守護領であったことだけを確認するにとどめたが、守護代職に関する記事で、「開発はかり」が村山氏で「西津・多烏ハ」蔵谷氏に給された、とある部分の意味は、改めて吟味する必要がある。つまり、これは当時の守護領が開発保と西津荘(多烏浦を含む)のみから構成されていたとみなすのが自然な解釈ではあるまいか。本節での、憶測に憶測を重ねた、無謀ともいうべき考証は、実は史料Aの示唆する点に対

する決定的反証の有無を確認するための作業であったが、その結果である表IIは、一応右の仮説を是としているように思われる。

なお、この開発保・西津荘は、小浜の北に隣接する要地を占め、守護所・守護代宿所が置かれるなど、南北朝・室町期の若狭守護にとつて最重要拠点であったことは間違いなく、田数のみから旧得宗領からの継承面を過小評価することは謹まなければなるまい。また、恒枝保のように、室町初期までに守護の支配下に組み込まれた所領もあることを考えれば、守護領を固定的にとらえることも正しくない。しかし、鎌倉末期の守護領のうち税所領を除く部分からの継承分が、きわめて限られていたことだけは確認しておいてよからう。

二、税所今富名

鎌倉期の若狭国衙税所職が、原則として守護の兼帯するところであったことはよく知られており、石井氏が「守護領」に税所領を含められているのもそのためである。次頁の表IIIは石井氏がB・Cとされた鎌倉末期の税所領をまとめたものである。これによれば、本

来の税所領(B)は、税所付属の別名たる今富名を始めとする一か所、総田数一四町

三方浦田

能登浦田

丹生浦田

志積浦田

歩余であるのに対して、鎌倉末期に税所が国衙と争って奪取した在庁別名(C)が一七か

以上

所、一五町歩余もあり、両者を合わせると二八か所、二九町歩余となり、これは国衙

文和三年九月 日

領全体のおよそ二割にも達する。この鎌倉末期の税所領が、南北朝期の守護にどのような継承されたのか、以下検討したい。

これは、守護細川清氏が「税所今富内」から給人に宛行つた所領を列記したものであるが、ここに見える所領と表IIIを照合すると、本来の税所領(B)だけでなく、鎌倉末期に税所領に組み込まれた「新税所領」(C)も「税所今富内」の名のもとに守護の領有下にあったことが確認できる(表中の◎)。なお、史料Bの八か所(安行・四郎丸を二つの名とすれば九か所)の所領のうち、本来の今富名は「三方今富」のみであるところから、この頃の「税所今富名」は大田文にいう、いわば狭義の今富名にとどまらず、税所領全体を指す呼称として用いられていたらしいことがうかがえる。この点を裏づけるものとして、「今富次第」の次の部分をあげることができる。

税所は、建武期には国司の支配下に組み込まれ、長年守護に掌握されていた状態から一時脱却するが、建武政権滅亡後は、守護が税所職を兼帯する体制が復活する。かくして税所領は、南北朝期の守護領へと継承されることになるのであるが、鎌倉末期の税所領の過半が、得宗の権威を背にして国衙から奪取したものであることを前提にすれば、やはり、南北朝期の史料によつて、その度合いを見定めておく必要がある。

【史料B】

税所今富内被付給人所々

国分寺

安行四郎丸

加尾浦田

三方今富

【史料C】

一伊豆殿御他界之後後方奥州豫州公家御前之母也

代官伊賀式部大夫入道道賢、永和元

年卯月廿四日に入部、(中略)

河村 南北朝期の若狭守護領 — 鎌倉末期得宗領からの継承をめぐって —

表Ⅲ 鎌倉末期の税所領

所領名	郡	総田数	所職	備考(朱注など)	
本 来 の 税 所 領	恒貞浦	大飯	15. 6. 110	地頭職	
	友次浦	"	6. 6. 310	"	
	今富名	(全郡)	55. 0. 100	"	地頭得宗御領
	光里名	遠敷	5. 1. 130	(?)	得宗御領 税所分
	得永名	"	6. 6. 230	(?)	" "
	賀尾浦	"	9. 0. 210	地頭職	
	阿納浦	"	1. 8. 70	"	
	志積田	"	8. 330	"	
	能登浦	三方	3. 4. 0	"	
	馬瀬・竹波	"	6. 1. 320	(?)	税所領
丹生浦	"	3. 6. 240	(?)	(朱注なし)	
小計		114. 1. 240			
鎌 倉 末 期 に 「 税 所 沙 汰 」 と な っ た 所 領	千代次名	遠敷	6. 2. 320	公文職	留守所分 国衙と相論
	武延名	"	28. 0. 0	"	" "
	常満保	"	29. 0. 150	(?)	国御祈禱所 元国衙進止
	吉松名	"	10. 9. 150	(?)	税所分 国衙雑掌と相論
	時枝名	"	2. 8. 210	名主職	国衙と相論
	栗田保別当	"	6. 2. 10	(?)	国衙分
	国掌名	"	1. 7. 100	名主職	国衙と相論
	七郎丸名	"	9. 260	"	"
	宮同松林寺	"	10. 5. 250	地主職	"
	八幡宮	"	3. 4. 180	祢宜職	"
	日吉社	"	3. 2. 140	"	"
	賀茂社	"	4. 3. 220	"	"
	相意名	"	5. 4. 240	(?)	"
是永名	"	3. 2. 350	(?)	"	
安行名	"	1. 5. 20	地主職	国衙と西郷地頭相論	
四郎丸名	"	2. 8. 90	"	"	
佐古出作	三方	4. 3. 70	"	国衙と相論	
小計		125. 0. 240			
総計		239. 2. 120			

若越郷土研究 三十六卷六号

注(1) 文永2年11月日若狭国惣田数帳案(東寺百合文書ニ函12号)による。

(2) 右端の◎は文和3年に「税所今富内」とされる所領(史料B)、※は永徳3年当時「税所今富名」の内部所領とされる所領(史料C)、○は南北朝期以降も税所の支配下にあったことが確実な所領(本文注40参照)。

次高木加賀守理宗^{上皇}伊豆殿御孫民部大輔殿御内仁也 永徳三年七月廿四日下向、(中略)明徳二年十二月迄、

此代官山内掃部助通永

但阿納尻四名 石丸 発心寺 吉延

景貞 日吉 以上米銭共に二百石は、

伊豆殿子息修理亮殿^後上総介御代官安房小

次郎、同七月に下向、年序同前、

これによれば、今富名領主山名時氏後家のもとで、高木理宗が代官になった永徳三年(一三八三)に、阿納尻四名以下六か所、米銭二〇〇石分が時氏の子息修理亮(義理カ)に割譲されている。すなわち、この六か所は税所今富名のいわば内部所領ということになるが、うち発心寺・日吉の二か所は、表IIIに相意名・日吉社と見えるから(※)、鎌倉末期の税所領の大部分が、南北朝期にも「税所今富名」として継承されていたものと認めてよからう。このように、本来の今富名を越える、いわばより高次の所領概念として「税所今富名」の呼称が用いられてきたところに、鎌倉末期に大幅に拡大した税所領が、ほとんどそのま

表IV 鎌倉末期と南北朝期の守護領の構成

所領の種類別		鎌倉末期				南北朝期					
荘園		所	町	反	歩	%	所	町	反	歩	%
荘園		8	188.	1.	302	26	1	17.	9.	230	6
国	税所領以外の国衙領	8	253.	0.	330	35	1	16.	9.	150	6
	税所領	11	114.	1.	230	33	11	114.	1.	230	88
衙領	税所が奪取した在庁別名	17	125.	0.	240		17	125.	0.	240	
	得宗被官と国御家人	6	40.	1.	230	5					
荘園	国衙領	6	40.	1.	230	5					
	との係争中の所領	1	3.	7.	200	1					
合計		51	724.	4.	92	100	30	274.	1.	130	100

ま南北朝期の守護領として継承され、定着していったことがうかがえよう。

むすび

最後に表IVによって、鎌倉末期と南北朝期の守護領の構造を比較しておきたい。

この表は、税所領を除く旧得宗領のうち南北朝期の守護領に引き継がれたのは開発保と西津荘のみであるとした一節でのきわめて大胆な憶測と、税所領の方はすべて継承されたとする二節での乱暴な論推^②、そして、旧得宗領以外の所領も含めて南北朝期になって新たに守護領となったものを一応考慮にいれないことなどを前提にした、すこぶる恣意的なものであって、細かな数値がさほど意味をもつものでないことは論をまたない。ただ、巨視的にみれば、南北朝期の守護領における国衙領の比率、とりわけ税所領のそれが、鎌倉期に比べて格段に高まった、という指摘は許されよう。ここに、南北朝期以降の若狭守護にとつて税所職・税所領領有のもつ意義が、鎌倉期よりはるかに大きなものであったことが示されているのである^④。

河村 南北朝期の若狭守護領 — 鎌倉末期得宗領からの継承をめぐる —

注

- (1) 田中稔『鎌倉幕府御家人制度の一考察』(石母田正・佐藤進一編『中世の社会と経済』東京大学出版会、一九六〇年、のち、田中稔『鎌倉幕府御家人制度の研究』吉川弘文館、一九九一年、所収)。
- (2) 石井進『日本中世国家史の研究』(岩波書店、一九七〇年)四二二―四三二頁。
- (3) 東寺百合文書ユ函一二号。以下東寺百合文書については、すべて京都府立総合資料館編『東寺百合文書目録』の文書番号によって、「ユ―一二」のごとく示す。
- (4) Dに属する所領のうち、岡安名は康安二年六月一日、「道永跡」と注記される地頭職が足利義詮によって臨川寺雲居庵に宛行われており(『福井県史』資料編2へ以下『県史』2、のごとく略記)、天龍寺文書八号(守護領になっていたとは考え難い。また、清貞名・是光名は、貞和五年の文書(『教王護国寺文書』三八五号)に、ともに「在庁名」の注記があり、同じ文書の中で今富名に「守護領」と注記されていることを勘案すれば、この両名も守護領ではないと判断し得る。
- (5) 建久七年六月日若狭国源平両家祇候輩交名案(ホー四一五)に、佐分四郎時家の名が見える。
- (6) 『県史』2、本郷文書六六・六七号。
- (7) 『永享以来御番帳』『文安年中御番帳』(ともに『群書類従』雑部)のいずれにも一番に佐分彦六郎の名が見え、後者で在国衆とされている。
- (8) 小林宏「室町時代の守護使不入権について」(『北大史学』一一号、のち、小川信編『論集日本歴史』5、室町政権)有精堂、一九七五年、所収)など。
- (9) 『親元日記』寛正六年三月二十一日条、『大乘院寺社雑事記』同二十四日条。
- (10) 『親元日記』寛正六年三月二十三日条。
- (11) 同右、同年八月十一日条によると、親元は富田郷樂音寺の求めに応じて、同寺領田畠一町三反を「任亡父智温(親当)自筆下知状之旨」せて預置く旨の「宛状」を下している。
- (12) 建武元年十二月日太良荘雑掌重申状案(ツ―二四)、同二年太良荘雑掌申状案(は一九三)。
- (13) 康永三年の幕府引付方三番に属した粟飯原下総守清胤(『大日本史料』第六編之八以下『史料』六一八、のごとく略記)、一七六―一八〇頁、結城文書のこととを、『園太暦』は「相原、守」と記している(貞和五年閏六月二日条)。なお、「永享以来御番帳」に粟飯原下総守・同三郎左衛門尉「文安年中御番帳」に粟飯原下総守を載せる。
- (14) 貞和五年三月日東寺越訴状案の副進文書の一つ、恒枝保田畠他領散在注文抄に「一所東郷内相原知行」とある(『教王護国寺文書』三八五号)。この注文抄は、前に続く太良荘田畠他領散在注文抄と共に、正安四年の実検取帳などから必要部分を抄出したものと思われるが、割注部分は、そこに見える人名(たとえば織手名の寺岡九郎左衛門尉など―注20参照―)からみて、この注文抄が作成された貞和五年当時の状況を示すものと判断される。
- (15) 『若狭国守護職次第』へ以下「守護次第」と略記(『群書類従』補任部)。

- (16) 応安三、四年の国一揆の際、守護軍が常に西津から出撃し西津に帰陣しているのを始め(守護次第)、一色氏の守護所が西津荘にあったことを示す徴証は枚挙にいとまがない。
- (17) 「守護次第」によると、応永十六年に守護代三方範忠は「開発守護代宿所」を「塩浜の若王子前」へ移したという。かつて私は、この三方氏の宿所移転を西津荘から開発保への移転か、開発保内での移転か判断を避ける叙述をしたが(拙稿「室町期若狭守護代三方氏の動向」兵庫教育大学研究紀要「一〇巻、注10)、いずれにしても「塩浜」を開発保内と考えた。それは、小浜市北塩屋東部に「ナイコウジ(若王子)山」の地名を残すとする『福井県の地名』(平凡社、一九八一年)の記述(六二二頁)に拠ったためである。その後刊行された『角川日本地名大辞典18福井県』では、この「塩浜」を、小浜市街南西部の塩浜小路(小浜市白鬚・玉前付近)と推定している(五五九頁)。今のところ『福井県の地名』の説に従いた
- (18) 暦応三年十月二十日地頭経光避状(『県史』9、明通寺文書二八号)。
- (19) 注14恒枝保田畠他領散在注文抄。
- (20) 寺岡九郎左衛門尉は、康永三年五月十七日の足利直義の新熊野社参詣や、『師守記』同日条、翌年八月二十九日の尊氏直義の天龍寺供養の際の随兵に列している他(『史料』六一九、二五二・二八八・三一五頁)、観応二年七月三十日直義が京都から没落した時これに従った武士の中に「寺岡越中入道一族」も含まれていた(『史料』六一五、一五七・八頁、観応二年日次記)。なお、「永享以来」「文安年中」両番帳には見えないものの、「常德院御動座當時在陣衆着到」(『群書類従』雑部)の二番に寺岡九郎左衛門尉の名が認められる。
- (21) 年月日欠某申状案(『小浜市史』諸家文書編三、中世文書七三三号(奉文書)。なお、松浦義則「南北朝期若狭太良荘と松田知基」(『福井大学教育学部紀要』第三部、社会科学、四一号)参照。
- (22) 前注松浦氏論文。
- (23) 同右。
- (24) 年欠十月十三日某書状案(『県史』2、内閣文庫所蔵諸状案文九号)。
- (25) たとえば、応永十四年三月日長講堂領目録(『県史』2、集二二号)、『看聞日記』永享六年二月二十二日条など。
- (26) 「政所賦銘引付」(『室町幕府引付史料集成』上巻) 文明十年十一月十九日条。
- (27) 『壬生家文書』三三二二号(一)。
- (28) 同右、三三三二・三三二七・三五一号、三五〇号(五)など。
- (29) 貞和五年三月日東寺越訴状案(『教王護国寺文書』三八五号)。
- (30) 貞治三年「太良荘地頭方評定引付」(タ一四) 三月二十九日条。
- (31) いずれも年欠で三月晦日・九月十五日・同日の太良荘公文弁祐書状(リ一五九・二七二・二七二)。石川氏の在京奉行在職徴証としては、応永十八年十月二十六日一色氏が在京奉行連署奉書(つ一一

一七、ミ―七二一六)がある。

- (32) 網野善彦『中世荘園の様相』(塙書房、一九六六年)一九二頁、石井氏前掲書、四三〇頁。

- (33) 拙稿「南北朝期の若狭国人三方氏について」(『若越郷土研究』三四一六)。

- (34) 若狭国鉢興寺年貢注文(『県史』2、明王院文書六号)。

- (35) 『県史』2、尊経閣文庫所蔵文書二八号。

- (36) 石井氏の表とは以下のような瑣末な点で相違はあるが、基本的には氏の成果をほとんどそのまま前提にしている。

① 石井氏がAとされた今富名は、税所領という性格の方を優先してBとした。

② 佐古出作を石井氏はBとされるが、大田文朱注によれば、Cとすべきである。

③ 賀尾浦の総田数を石井氏より一〇歩多くしている(氏のケアレミスミスであらう)。

④ 朱注のない丹生浦を後掲史料BからとりあえずBとした(Cの可能性も否定できない)。

- (37) 「若狭国税所今富名領主代々次第」へ以

下「今富次第」と略記(『群書類従』補任部)の「洞院内大臣公繼卿」の項に「公家一統の御代、世上動乱之後、国司税所今富」とあるのは、「国司が税所今富名を賜った」の謂と考えられ、同項末尾に「税所多田右衛門尉知直(国司より)とあるのは、

税所職を兼帯する国司から多田が税所代に補任されたことを示すものと思われる。

なお、洞院公賢が通説にいう若狭守でなかつたことについては、吉井功兒「建武政権期若狭国の国司と守護」上(『若越郷土研究』三六一三)参照。

(38) 「今富次第」によれば、建武三年七月二十七日から斯波家憲(家兼の誤り)が今富名領主、つまり税所職に補任されているが、この家兼は前々日守護になっている(守護次第)。

(39) 紀氏系図裏文書(『史料』六一一九、五五六頁)。

(40) 表IIIに見える能登浦を、永正十二年十一月九日永井清家補任状(『県史』8、渡辺市左衛門家文書八号)は「税所今富」としており、戦国期になっても、狭義の

今富名以外の所領が「税所今富名」に含まれていたことがうかがえる。ただ、表IIIの常満保は、「税所御領内常満保」の表記はあるものの(『県史』9、神宮寺文書一五号)、「今富」を冠する例はないので、「税所今富名」が表IIIすべての所領を含むとは断定できない。

(41) 発心寺が相意名に当ることは、大田文の「富田郷」の項に「相意発心寺」なる別名が見えることによつて知られる。なお、他の四か所は、表IIIに見えるいずれかの所領の下部単位をなす名であらう。

(42) 表IIIで、史料制約から◎※○を付すことができないものも少なくないが、逆に史料Bには、表IIIに見えない国分寺・三方浦田(合計三二町五反一九〇歩)まであり、南北朝期になって新たに「税所今富名」に加わったものもあつたことがうかがえる。したがつて、たとえ、表IIIの中のいくらかが税所領から脱落したとしても、税所領の総量がそれ程大幅に減少したと考える必要はなからう。

(43) 南北朝期に守護領となり得る所領は、

いうまでもなく、鎌倉期の旧得宗領に限られるものではない。たとえば、応安の国一揆のあと、一揆方の中心となった鳥羽氏の所領鳥羽荘内須那浦山が關所とされ、「守護」「しゆうた殿方御ちきやう」に帰したように(注21)、關所に伴う守護領化のケースも当然想定できる。ただ、右の須那浦山が守護代小笠原長房の知行となり、ついで小笠原から多鳥浦刀祢に給恩として年貢半分が宛行われているように(同前、および、『小浜市史』諸家文書編三、中世文書一〇二号)、關所は最終的には被官への給地となるが多かったのであるまいか。ちなみに南北朝期の若狭で守護自身が所職を有する莊園・国衛領は、一節でふれた西津莊・開発保と須那浦山の他には管見にふれていない。

(44) 南北朝・室町期の若狭における、税所を軸とした守護と国衛のかかわりについては、拙稿「南北朝室町期の若狭守護と国衛」(『兵庫教育大学研究紀要』二卷)で粗雑な考察をしている。